

寝屋川市役所労第1号
2022年11月4日

寝屋川市長
広瀬慶輔様

寝屋川市役所職員労働組合
執行委員長 青木 亨



2022年賃金確定等に関する要求書

貴職におかれましては、常日頃の地方自治確立に向けたご健闘に対し、心から敬意を表します。

つきましては、2022賃金確定等に関し、下記の事項について改善のための措置をとられるよう要求します。

記

1. 2022要求の基本項目

(1) 労使交渉・協議に関すること

- ① 賃金・労働条件の決定にあたっては、労使交渉・協議の実施とそれにもとづく合意によるものとし、労使による自主決着とすること。
- ② 職場の存廃や業務の委託などをはじめ、職員の賃金・労働条件に大きな影響を与える事項については、事前の労使協議を適切に行うこと。

(2) 職員の生活を守るため、月例給の水準および一時金の支給月数を引き上げること。

(3) 民間と公務の初任給水準の格差が拡大していることから、初任給格付けを引き上げること。また、昇格、昇給等の賃金決定基準の改善、上位昇給の活用などによって、職員の賃金水準を改善すること。

(4) 「主査制度の廃止」以降の人事・給与制度については、労使協議のもと早急に構築すること。

(5) フレックスタイム制については、公正・公平な観点から常に検証を行い、より良い制度改革を行うこと。また、人員不足が生じている部署に対して必要な人員を増やすこと。

(6) 2023年度予算編成に向けて、総人件費の確保や社会保障の充実を含む予算の確保を行うこと。

(7) 現給保障については、昇給等によりすべての組合員において解消するまでの間継続すること。



- (8) 定年引上げについて、寝屋川市においても国に遅れることなく確実に実施することとし、当市の実情に応じ適切に対応すること。それまでの間はフルタイムを基本とした再任用制度を確実に運用し、再任用を希望する定年退職者全員の雇用を確保すること。

2. 労働条件の確保

- (1) 週休日の振替運用の適正化をはかること。
- (2) 時間外・休日・深夜労働は原則的に行わないこと。
- (3) 所定労働時間を超える労働については割増賃金を支給すること。
- (4) 勤務状況が見えにくいことをもって成果主義型の人事評価、不当な人事評価を行わないこと。
- (5) 妊娠中の女性職員については業務の軽減等の配慮を行うこと。

3. 労働時間、労働安全衛生等について

- (1) 勤務時間管理を徹底し、特定の職場、特定の職員に偏っている時間外労働縮減に向けた実効ある対策を講じること。年次休暇の完全取得促進施策を進めること。
- (2) 職場環境整備など労働安全衛生活動の充実を図ること。とりわけ、メンタルヘルス対策をより充実させること。
- (3) インフルエンザ予防接種の補助については、同居家族まで拡大すること。

4. 人事施策等について

- (1) 人事評価制度については、人材育成、組織活性化、勤務意欲の向上等の視点から労使協議を十分実施すること。評価者研修を充分に行うこと。
- (2) 行政需要に対応する必要人員の確保のため、所要の予算措置を講ずること。
- (3) 中途採用者の給料は、職務の内容や責任、職務経験等を考慮して定めるとし、他の職員との均衡の観点から、昇格・昇給の運用について改善すること。
- (4) 現業職員の新規正規職員の採用を再開すること。
- (5) 病気休暇者の代替要員を速やかに配置すること。

5. 行財政改革について

「行財政改革」の実施にあたっては、これまでの労使慣行を踏まえ、市民生活の安定、安心・安全を支える良質な公共サービスの確立を基本に十分な労使協議・交渉を行うこと。財政悪化を理由とする安易な委託は行わないこと。

6. 地域公共サービスの質の確保と、公共サービスを担う地域労働者の処遇確保・公正労働が実現されるよう、自治体予算における委託費、補助金の確保・改善を図ること。

また、総合評価方式による入札制度の改革や、公契約条例制定に取り組むこと。

7. 任期付職員および臨時的任用職員の賃金・労働条件等の改善について

任期付職員および臨時的任用職員の給料および諸手当の支給、昇給・昇格などについては、任期の定めのない常勤職員に適用する基準にもとづき行うこと。

8. 会計年度任用職員の賃金・労働条件等の改善について

(1) 会計年度任用職員の給料については職務内容に応じ均衡をはかることとし、類似する職務の常勤職員に適用される給料表を使用すること。

(2) 会計年度任用職員の期末手当については、常勤職員と均衡した支給割合とするため、支給月数を引き上げること。

(3) 会計年度任用職員の給料の決定にあたっては、常勤職員と同じ基準によることとし、学歴・免許および職務経験などにもとづく調整（前歴換算）を行うこと。その他の給料表が適用の場合は、それぞれの初任給基準を参考として決定すること。

(4) 職務の級については、等級別基準職務表や在級期間表にもとづき位置づけること。とくに選考採用者の行政職俸給表(一)における1級在級期間は9年とされていることもふまえ、現行の職務経験も加えて決定すること。

(5) 短時間の会計年度任用職員の報酬は、常勤職員やフルタイムの会計年度任用職員との均衡の観点から、基礎額（フルタイム職員の場合の給料額に相当）に手当相当額を加え、勤務の量（時間数）に応じて支給すること。

(6) 給料決定の基準が常勤職員と異なる場合は、合理的理由の説明を行うこと。理由なく差が設けられている場合は、速やかに見直すこと。

9. その他

(1) 地方公務員法第28条に基づく失職の特例を条例に定めること。

(2) 2017年に成立した改正地方自治法(2020年4月施行)で、地方公共団体の長や職員などの地方公共団体に対する損害賠償責任について、職務の遂行において善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任額の上限を定め、それ以上の額は免責できるよう条例で定められるようになった。寝屋川市においても総務省が政令で示した上限基準額を最低基準として条例化すること。

以上